

# 全国青税連

## 全国青年税理士連盟

連盟本部

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-20-11

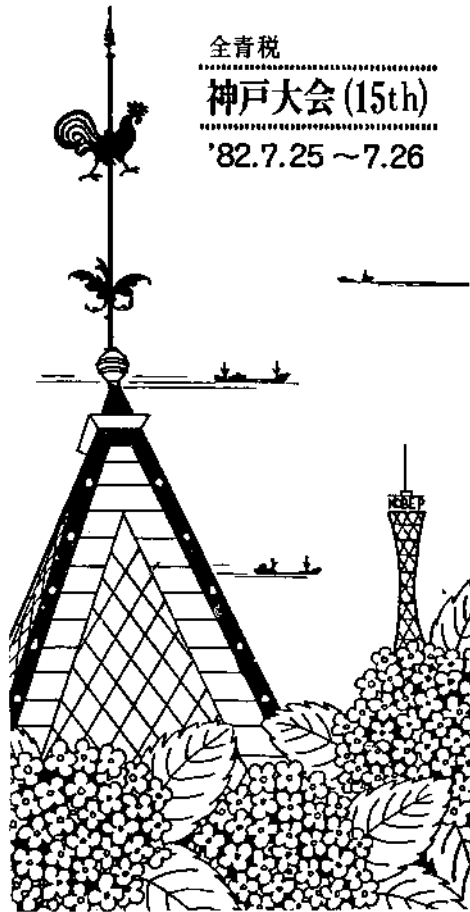
第1シルバールビル5F501号

電話 03(354)4162

発行人 会長 渡辺 矩行

編集人 広報部長 益子 良一

洋上で語ろう  
全国の友と!



神戸大会を  
成功させよう!

あじさいは神戸の市花です

(詳細は12ページ)

### 《主 な 目 次》

- 「主張」..... 2
- この一年間の活動をふりかえって..... 3~5
- 「税理士事務所の名称」問題  
——日税連遂にカブトをぬぐ——..... 5~6
- 日税連機構の問題点と改革すべき点..... 7~8
- 便利な利益図表..... 9~10
- 核兵器の無条件廃止を..... 11
- 単位青税報告..... 11
- Tシャツでの語らいの場..... 12
- 編集後記..... 12

## 主 張

## 危険な動き 「申告納税制度の見直し論」

大蔵省は昨秋「申告納税制度研究会」において申告納税制度見直しの骨子をまとめた。この骨子は①自営業者への記帳義務の導入 ②記帳義務違反者への罰則規定の創設 ③税務調査権限の強化等々である。この骨子はそのまま政府税調の答申に組み込まれるであろうし、又臨調第一部会においても同様の考えを打ち出している。

いずれも「課税の公平確保」のために申告納税制度の見直しが必要であるとしている。つまり現状が不公平であるから、公平にするためにはより強力な税務行政を行なわねばならないというのである。

臨調第一部会は次のように述べている。「公平の原則は租税原則の中でも特に重要なものである。

現在給与所得者の多くが源泉徴収と申告納税による所得の把握差などから所得税の負担について不公平感をもっている状況等を踏まえ、今後一層の公平確保のための制度の整備、執行の適正化を図っていくことが緊要な課題である。」

これはつまりクロヨン論議である。昨秋から今春にかけてマスコミはしきりとクロヨンの存在やサラリーマンは損をしているなどの報道を行った。申告納税制度見直しの世論づくりに一役買ったのである。しかしクロヨンは意図的想像の産物ではないだろうか。一部の不心得者を取りあげ、それがあたかも自営業者全体の問題であるかのごとく喧伝されているのではないだろうか。

大青税、税制研究特別チームの調査によると、マクロ分析の結果は自営業者の申告がおおむね適正であることを示している。又渡部国税庁長官は「我々は事業所得者に対しこれは怪しいとして重点的に調査をしても2割どまりの申告漏れにとどまっている」と述べており、間接的にクロヨンを否定している。又我々の実感としても自営業者を悪者扱いするクロヨン論議は容認できないのである。

クロヨン論議は想像の産物である。従って申告納税制度の見直し論はその基盤を失うこととなる。ではその目指すところは何か、それは行政権力

が本来的に持つより強い権力への指向であると同時に、強権的調査を可能ならしめることによる大型新税導入への地ならしではないだろうか。

見直しの中身について若干ふれよう。大青税の「クロヨン論議を斬る」は次のように述べている。

①記帳義務の法制化と申告納税制度の制限について

記帳の慣行そのものは推進すべきでありましょうが、法律により義務化することは記帳能力のない者を申告納税制度の枠外に追いやることになりまますので記帳義務の法制化には反対します。租税法律主義により納税者は白らの納税根拠を具体的に知る権利があり、賦課制度にしる、推計課税を行なうにしるその導入は租税法律主義に反するといわざるを得ません。

②特定職業人への質問検査権を強化することについて

弁護士、税理士、医師等特定職業人の職務に関して知り得た事項について質問または検査を拒否することができないということは必然的に国民の人権が守れないことになります。

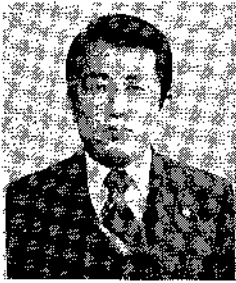
以下略

我々は自営業者に対するいわれなき誹謗であるクロヨン論議に反駁を加え、申告納税制度見直し論が内包する危険な側面を明白にする必要がある。納税者の権利を侵害する方向での見直しは我々のとるべき道ではない。逆に納税者の権利を擁護する方向での見直しこそ今求められるところである。

それは現行法において全く欠落している手続規定の整備である。税務行政における適正手続（デュープロセス）の法制化こそ青税が全力を投入するに足るテーマではなからうか。

「和歌山青色取消し処分」訴訟  
判 決

昭和57年9月1日(木)10時より  
和歌山地方裁判所3階1号室  
みなさんの傍聴をお願いします。



# この1年間の活動を ふりかえって

会 長 渡 辺 矩 行

昨年7月25日に第14回定時代議員総会東京大会において、執行部に選任された私共は、全国の会員の皆様の積極的なご協力のもとで、この1年間の会務運営をおこなうことができました。厚くお礼申し上げます。

この1年間をふりかえって、私の青税日誌にもとづいて主な点を報告してみたいと思います。

## 56年7月

25日 東京大会で会長に選任されその責任の重大さを感じている。

## 56年8月

1日 全国婦人税理士連盟東京大会出席。

全国から多数の婦税の方々が出席され、熱心な討議、研究発表等を見聞き、税理士業界で重要な役割を果たされていることを再認識する。

会長は井上和子氏（東京）が留任。

15日 刈谷において逸速く研究部会開催、秋季シンポジウムについての検討を行う。

## 56年9月

事務局において総務部長、法対部長、在京副会長と第1回理事会における議案の件につき検討するとともに全青税の具体的事業計画を練る。

5日 第1回理事会を名古屋税理士会館で開催、議長に加藤副会長。

出席状況良好、自己紹介のあと議事に入る。東京大会実行委員長石井吉夫君より東京大会報告があり全国大会最高の547名の参加があった旨、その労苦に全員から感謝の拍手がおきた。

56年度の具体的事業計画の立案等盛りだくさんの議事があったがスムーズに終了した。

ただ会員の中より、TKCから辻前会長が業務侵害を受けているが全青税はどう対処するかとの質問があったが、辻前会長よりこの件は個人で対処したい旨の発言があり、もし辻前会長に限らず青税会員の中でTKCからの業務侵害等の問題がおきた場合は全青税に報告する旨、又

必要とあらば全青税も全面的に支援する決議がなされた。

10日 総務部長、法対部長と議員会館に赴き全国大会のお礼と、全青税のパンフ、会報等を配布し今後の全青税の活動に対し、面談の上協力方をお願いした。

## 56年10月

事務局において正副会長会を開催、第1回理事会の継続案件、組織拡大情報交換、日税連機構改革の件等の審議をし今後の情報等の協力を要請した。

夕方より組織拡大委員会を開催し歴代全青税会長経験者をメンバーに未加入地域の情報交換を行う。行動面は全青税の執行部で情報等の提供は歴代会長経験者と全面的な協力を確認した。

15日 私学会館において日大教授の北野弘久先生と日税連機構改革問題につき懇談会を開催する。

日税連の機構改革の主な点とし

- (1)会員の資格の問題
- (2)執行機関と決議機関の問題
- (3)役員選任方法の問題
- (4)税理士法の範囲内での日税連会則、規則の問題点等、執行部で具体的会則、規則の見直しを検討しその結果をもって北野教授との再度の懇談をもつことにした。

16日 仙台青税の月例会に出席。

長時間にわたる懇談の末、全青税の活動に対しさらに深い理解を得る。

17日 盛岡にて常務理事会開催、議長に井上貞文副会長。

仙台青税から浅野氏も同席され、盛岡での初めての理事会ということもあり、岩手青税会員のほとんどが出席され熱心な討議がなされた。

24日 秋季シンポジウムの会場となる愛知県三河三谷において研究部会開催。

秋季シンポジュームの予定報告、設営を聞き  
橋本研究部長と刈谷西尾青税の会員の皆様の努  
力に感謝する。

#### 56年11月

5日 刈谷西尾青税の尽力により待望の豊橋  
青税との懇談会を豊橋にて開催した。

出席者豊橋青税17名、全青税8名、意気込  
んでいったものの、豊橋青税は完全な親睦会であ  
り、全青税の意見に対しては若い税理士には受  
け入れられていたが、本部役員を兼ねている古  
株の会員は全青税加入に対しては否定的であ  
った。

今後接触をかかさず、根気よく説得をつづ  
けて行きたい。

14日 恒例の秋季シンポジュームが「青税の  
限りなき発展を目指し、研究の輪を全国に」の  
メインテーマのもとに三河三谷において開催さ  
れた。

午前中、理事会を開催、議長に佐藤誠司副会  
長。午後から秋季シンポジュームを開催、豊橋青  
税からも2名の参加があり、200名に及ぶ大盛況  
となった。

翌日15日、岡崎カントリーにて厚生部主催の  
ゴルフ大会を催し会員の交流と親睦をはかった。

#### 56年12月

12日 神奈川青税の月例会、忘年会に出席。

17日 三の宮において大青税の神戸大会実行  
委員会に出席。

実行委員会の皆さんのご苦勞に感謝する。

26日 第31回税理士試験合格者に合格祝いの  
ハガキを送付。

#### 57年1月

9日 東京青税（埼玉、千葉青税合同）の合  
格者祝賀会に出席。

ここ数年合格者の登録開業者が非常に少なく、  
その為青税への入会が少なかったが、東京青税  
坂田執行部の英断により、準会員制度を臨時総  
会で取り入れた効果があり、46名程の準会員申  
込があったという。一日も早く正会員として入  
会されんことを望む。

13日 日税連機構改革特別委員会開催、委員  
長板橋則雄副会長。

日税連、日弁連、日本公認会計士協会、日本  
司法書士会等の会則、規則の比較検討を行う。

21日 全国大会の会場となる神戸国際会議場  
にて理事会開催、議長に亀田誠二副会長。

西村公義実行委員長からの大会概要報告を聞  
き、成功間違いなしと確信する。

懇親会、宿泊の場となるチャーター船「あか  
つき」を見学。思ったより居住性がよく懸念事  
項が解消された。

理事会では長谷川法対副部長より「税理士事  
務所の名称問題」に対する提議があり、この問  
題は名称問題だけにとどまらず日税連の機構に  
も大きな関連がある為、全青税として最大限の  
支援を行うことを決議した。

当日全青税の役員新年会が開催された。

23日 神奈川青税の合格祝賀会に出席。

規模的にはこじんまりしているが、会員のユ  
ニークな開業体験談等、和やかな雰囲気の中  
にも合格者の真剣な顔があった。

#### 57年2月～3月

神奈川青税の長谷川博君より連日の如く電話  
にて「事務所名称問題」に対する憲法論議をま  
じえた貴重な意見を聞く。一個人の問題では  
なく税理士界全体の問題でもある。

「建設経理士問題」、「税理士事務所の名称問  
題」、「税務職員に対する指定研修の問題」、「国  
税庁及び税理士会との協力関係増進問題」、「申  
告納税制度見直し問題」等税理士業界をめぐる  
諸問題につき法対部長が中心となって要望書作  
り等の作業を行ない日税連会長に対し上記要望  
書を提出する。

#### 57年4月

17日 横浜にて理事会開催、議長に稲葉恭治  
神奈川青税代表幹事。

申告納税制度の見直し論に対し、税理士制度  
の崩壊にもつながるため広く対内、対外に運動  
をおこすことを決議し、申告納税制度調査研究  
会を発足させる。

事務所名称問題に対し各単位青税の実情を聞  
くとともに具体的運動論の承認を得る。

#### 57年5月

「事務所名称問題」に対する意見書を日税連  
正副会長会、常務理事会に配布するとともに連  
日そのメンバーに陳情する。

15日～16日 税理士会館及び教教会館におい  
て泊り込みで日税連機構改革案の原案を作成す

る。

夜中にまで及ぶ議論そして作業と、メンバーの方々が苦労様でした。

出席者、板橋・斉藤・西川(東京)・稲葉・井上・長谷川(神奈川)・梅田(埼玉)私と8名

15日 名古屋青税の総会が全国のトップをきって開催され出席する。新会長に久野峯一氏。

57年 6月

各地で総会が開催され出席する。

5日 東京青税 新会長に吉田友彦氏

12日 大阪青税 新会長に川口耕次郎氏

19日 神奈川青税 新会長に松本治郎氏

13日 京都の京都農協会館にて「申告納税制度調査研究会」を開催

申告納税制度の維持、発展させることを確認し、申告納税制度の見直し論に対し反論の意見

書を次の要領で作成する。(第1段階)

(1)背景.....大阪青税

(2)改革試案に対する反論.....神奈川青税

(3)申告納税制度の存在意義...名古屋青税

(4)提言(あるべき方向).....東京・法対部

当日大森元大青税代表幹事が出席、国会向け、国民向け、対内向け、のアドバイスを受ける。

15日 埼玉県川口市にて理事会開催、議長に梅田隆志埼玉青税会長。

「申告納税制度調査研究会」の申告納税制度見直し論に対する骨子、及び運動論の承認を、又、日税連機構改革案の承認を得、今後次期執行部においても引き続き運動を承継することを確認する。

以上簡単にご報告致しました。

神戸大会でお会いしましょう。今後共ご協力をよろしくお願い申し上げます。



# 「税理士事務所の名称」問題

## — 日税連、遂にカブトをぬぐ —

法対策部副部長 長谷川 博

### 1. はじめに

「税理士事務所の名称」問題について、本誌第56号および第57号で報告したように、日税連のこの問題に対する対応は、いたずらに現行会則第34条第2項に固執したものであって、本質論を見誤ったものであった。

しかるに、この5月18日行なわれた日税連の正副会長会において、3月23日の正副会長会の大筋の結論(税理士会第819号参照)を根本的に改める内容をもつ会則第34条第2項の改正案を決議した。即ち、34条2項の削除を主張する四副会長の意見が大勢を占めたもので、会則34条2項は「前項2号に規定する税理士事務所の名称は、その税理士の税理士事務所であることを明示するものでなければならない」という訓示規定に置き換えられたものである。

しかし、この問題になお残された重大な問題が存在していることも事実であり、これらも含めて、経過報告し、日税連の一部執行部の責任を明らか

にしたいと思う。

### 2. 3・23正副会長会から5・18正副会長会までの主たる経過

すでに、本誌前号で報告したように、朝口源吾氏ら6名の催告書が内容証明郵便で、3月25日付で示されている。

次に、3月31日付で全青税からこの問題に関する申入書が出されている(本誌前号参照)。

さらに、朝口氏が「会則による制限は法治主義の否定—税理士の登録は委任行政—」と題する論文を4月25日に発表(神奈川青税機関誌第38号参照)。

なお、5月15日付の本誌前号を5月18日の正副会長会に配付すべく日税連事務局に持参。

またこの間、織本会長は地方会神奈川支部の月例会(5月17日)で訓示規定に改正することを言明している。

### 3. 5月18日の会則改正案の問題点

織本会長は、改正案をもって訓示規定と称するが、条文上単に「……明示するものでなければな

らない」という規定は、これだけでは効力規定と解されるものであって、何んら訓示規定である保障はないと考えられる。

けだし、訓示規定とは、条文規定の性質上、それに違反してもその行為の効力に影響がないものとされる規定であって効力規定に対する概念であり、条文見出し或は条文中に、訓示規定であることを明示しない場合、解釈上の疑義を招きかねないものである(最判昭和28年9月11日民集7巻9号888頁参照)。

従って、朝日氏ら6名が5月25日付で、日税連に対し、先に催告書をもって予告した法的手続を保留する条件として、「変更する会則規定は、いわゆる訓示規定であることを会則上明確にするものであることを要し、いささかも、効力規定と解し得るが如き不正確なものでないことを、附帯条件とする」旨の申入書を提示したことは、けだし当然である。

#### 4. いわゆる内閣法制局の見解(要旨)のねつ造について

朝日氏の前記神奈川青税機関誌(4月25日)特別寄稿論文追記によれば、「日税連が公表した『内閣法制局の見解(要旨)』につき、法制当局は、そのような内容の見解を出した事実は全くない旨、去る4月21日国税庁を経由し、筆者(朝日)宛電話により公式に否定されました」という事実が摘示されている。

この点、5月18日の正副会長会でも、織本会長名で出された「法制局の見解」(2月17日付)の真偽が問題になり、執行部から明確な答弁が得られず、以前から疑問視されていたように、一部執行部の作文であって、しかも「ねつ造」されたものであるという疑惑が浮き彫りにされた(専業税理士界第330号、6月1日参照)。

このことは、5月25日付の税理士界第823号で、単に「当局見解」というに止まり、広報の表現もあいまいになっている点からもうかがうことができる。「ねつ造」の事実があるとすれば、これは、ゆゆしき問題であって、官名詐称という軽犯罪法第1条15号に該当する事件に発展する可能性があり、一部執行部の責任は重大であるといえる。

#### 5. 今後の問題点

6月3日、日税連常務理事会において、仄聞するところによれば、5月18日付正副会長会の改正原案を修正する案2つが出され、前専務理事の某

氏からは、税理士の氏名を冠するという規会則に拘泥する案が出されたが否決されている。

そして、「前項2号に規定する税理士事務所の名称は、その税理士の税理士事務所であることを明示するものとする」という修正案が可決されている。

しかし、「明示するものでなければならない」から「明示するものとする」と修正し、訓示規定らしく表現が変えられても、ニュアンスを緩和しただけであって、依然として、単にこれだけでは効力規定との解釈上の疑義は払拭され得ないものといえる。

従って、全文削除に実質的に等しい訓示規定をもって改正するならば、明文をもって訓示規定であることを表示しなければならない。

次に、5月25日税理士界第823号によれば、訓示規定として会則を改正するが、「登録の事務処理にあたっては氏名プラス税理士事務所とするよう指導していく」と報道されている。

これこそ「語るに落ち」というべきものであって、税理士事務所の名称問題を提起しているのは現在の会員、しかも朝日氏ら数名に過ぎないのであるから、とくに新規登録者については、行政指導で氏名プラス税理士事務所とすべく、会則改正後も名称の統一化を図って行こうとするものである。

実に軽々しく指導という言葉を使っているものであって、あきれるといえるのか、余りに悲しいものがある。会員の人権をどう考えているのか、会員のための税理士会の運営とはどういうことなのか、行政法学上の行政指導の概念とはどういうものなのか、分かっているか使っているのか否か、いずれにしても問題が大きいといえる。

今後に残された問題として、三つめは、改正後会員に対するこの問題の周知徹底と事務所名称変更登録申請の無償による受入れの機会提供をはかることである。

会員のための民主的な開かれた税理士会の機構・会則の見直しは、情報公開から始められなければならない。

最後に、前述した、内閣法制局の見解なるものの真偽については、早急に明確にされるべきであり、このまま放置できる問題では決してないといえる。

この問題の当事者の一人として筆者は、上記問題点に対する日税連の誠意ある対応がみられるまで毅然とした態度でのぞむ所存であるが、会員諸兄の御教示、御意見をいただければ幸いである。

# 日税連機構の問題点と 改革すべき点について

日税連機構改革特別委員会

委員長 板橋 則雄

## はじめに

昨年12月、当委員会発足以来本年1月から、毎月1回を目標にこれ迄4回の会合を開き、特に5月には合宿をして研究、検討をして参りました。

全国青税連第56号での第1回報告で述べた方向に従って、各委員の任務分担を決め、各自資料収集、研究を行ないそれをもちよって、全員で討論するという形で研究を進めて来た訳です。4月の会合でまず第一段階として、現行税理士法の下で、会則の変更のみで民主化出来る事項について要望書を出す事を決定致しました。

さらにこれは大きな問題でありなかなか大変なので、主に、日税連の会員の資格、決議機関と執行機関の関係、役員の選任にしばり5月の合宿で検討してはばまとまったところです。この号が皆様のお手許に届く頃には、日税連に要望書を提出できるのではないかと思います。

また、簡単に実現すれば良いのですが、困難も予想されますので、現行会則の運用面で、実現可能な点についても緊急要望事項として検討致しました。以下報告させて頂きますので、会員の皆様も御検討され、御意見等があればどンドン述べて頂きたいと思ひます。

## 問題点と改革すべき点

### (1) 会員の資格について

現在の日税連の会務運営については、皆様御承知のように、全国の税理士の総意を反映した民主的な運営とはいえません。現在問題となっている「税理士事務所の名称」問題を見てもお分りの事と思ひます。

日税連会則第34条は、税理士事務所の名称を規定していますが、この規定は、内閣法制局が見解を示した通り、税理士法の規定を超えた制限規定であり、そもそも全国の税理士の意見を聴取することなく、会則を制定した結果といえます。

このような日税連の税理士不在の独走的な会務執行を許す原因は、税理士法において、税理士に

日税連の会則を守る義務が課されている(法39条)にもかかわらず、税理士を日税連の会員としていない点にあります。税理士法が、税理士に日税連の会則を守る義務を課しているのは、税理士が日税連の会員であるとの前提に立っているからであり、会則制定時に旧税理士法と同じ認識の下に、規定した日税連一部執行部の責任は重大であります。ともかく、税理士法からいっても、また、日税連の民主的な会務運営を保障するためにも、日税連の会員に、全国の税理士会員も入れるべきであり、次のように改正すべきであります。

「本会の会員は全国の税理士及び税理士会とする。」尚、税理士法第49条の12第4項の「税理士会は、当然日本税理士会連合会の会員となる。」規定から、「日税連の会員は税理士会だけである」と解釈するむきもありますが、この規定自体、税理士が日税連の会員となることを禁止している規定でないことは明らかであります。

### (2) 総会について

#### ① 総会の構成員について

会則第5条により、現在総会の構成員は、税理士会長のみであります。税理士会会長は、決議機関である総会の構成員であると同時に、日税連会務執行規則第65条で執行機関であり、正副会長に選任されるという事で、全く一体となってしまい、自分で決めて自分で執行するという結果になっています。およそ現在の民主的社会において、執行機関と決議機関が同じである団体は、他に存在しないのであります。

そこで、会員の資格の項で述べている通り、日税連の会員は、全国の税理士及び税理士会とし、総会の構成員は、全国の税理士及び税理士会会長とすべきであります。但し、全国の税理士をもって総会を開催するためには、総会会場の確保等種々の問題点がありますので、全国の税理士が直接総会に参加することに替えて、国、地方議会に見られる様な間接民主主義となる、代議員制度の導

入による総会に改正すべきであります。

代議員は、全国の税理士会員の意思の代弁者であるので、各単位税理士会を選挙区とし、単位の会員数に応じた人員を、会員の直接選挙で選任すべきであります。

ii 総会の在り方について

総会は代議員制度にして、代議員総会とし、総会の決議事項を細かく明文化すべきであります。

「総会は、代議員及び単位税理士会の議決権を各一票として、次の事項を決定する。」

1. 予算及び決算に関する事項
2. 会則の制定及び変更に関する事項
3. 重要な財産の取得、処分及び多額の債務の負担に関する事項
4. 役員を選任及び解任に関する事項
5. 理事会において総会に付議すべき旨議決した事項
6. 前各号に掲げるものの外会務に関する重要事項

(3) 役員を選任及び解任について

i 役員を選任方法及び資格について

①現行会則では、税理士会員は、会則を守る義務のみを負い権利を行使出来る状況にないが、これまで述べてきた通り日税連の会員が、税理士及び税理士会とするとの認識に立って、役員特に会長の選挙権及び被選挙権は、当然、税理士会員の固有の権利として認められなければならないと思います。

民生的で開かれた会員のための日税連であるためには、会長の選任については、全国の税理士会員の意思が集約されるべく、税理士会員の直接投票により選任すべきであります。

副会長、専務理事その他役員を選任については総会において選挙により選任すべきであります。

会長の意向にそった人事によってもたらされる弊害を排除出来ると同時に、会員の多面的な要求が、会務の運営に反映されることとなるからであります。

②役員資格について

現在のように日税連と税理士会の役員を兼ねることは、日税連と税理士会との間で利害の対立する場合もあること等種々考えますと、日税連の専務理事以上の役員は、単位税理士会の役員を兼任すべきではないと思います。また、それが日税連

の公正妥当な会務運営につながるからであります。

ii 役員解任について

税理士会員に選挙権及び被選挙権が、固有の権利として認められることとなれば、罷免権もまた認められるべきであります。

日税連の役員として、好ましくない税理士会員の一定数が思えば、会員の代表である代議員を通して、これを発議し、その信任を問うべきであります。国会においても、内閣不信任提案権、地方自治体の首長に対するリコール権等をみれば、当然と考えられます。

そこで役員は、代議員の3分の1以上から、解任の要求があった時は、信任投票を行ない、信任されなかった時は、退任することとすべきであります。

緊急要望事項

先に述べた要望事項は、会則の改正を伴うものであり、速やかに改正されるよう要望するものでありますが、改正実施に至るまでは現行会則で会務の運営がなされる事となりますので、前述の要望事項にそって、次の事項につき弾力的な運用をして頂きたく、要望するものです。

1. 税理士会員個人は、日税連の会員を構成するとの認識の下に権利として、日税連総会に出席できることとする。
2. 総会に出席した会員に発言の機会を与えることとする。但し、議決権はない事は当然です。
3. 日税連役員のうち、会長、副会長及び専務理事は各単位税理士会の会長、副会長を兼ねることはできないこととする。

おわりに

以上のとおり、とりあえず第一段階の要望書を近日中に提出できる運びとなりました。

今年度は、一応のレールを敷くにとどまりましたので、次期執行部においても、さらに引続いて研究を重ねて頂きたいと思ひます。

今後の問題としては、税理士法との関係、日税連の各機関、即ち正副会長会、常務理事会、理事会の運営の在り方、また各単位税理士会での日税連役員候補者の選任方法等を研究する必要があるのではないかと思います。

今後とも、会員の皆様の御協力をお願い致しまして御報告とさせていただきます。



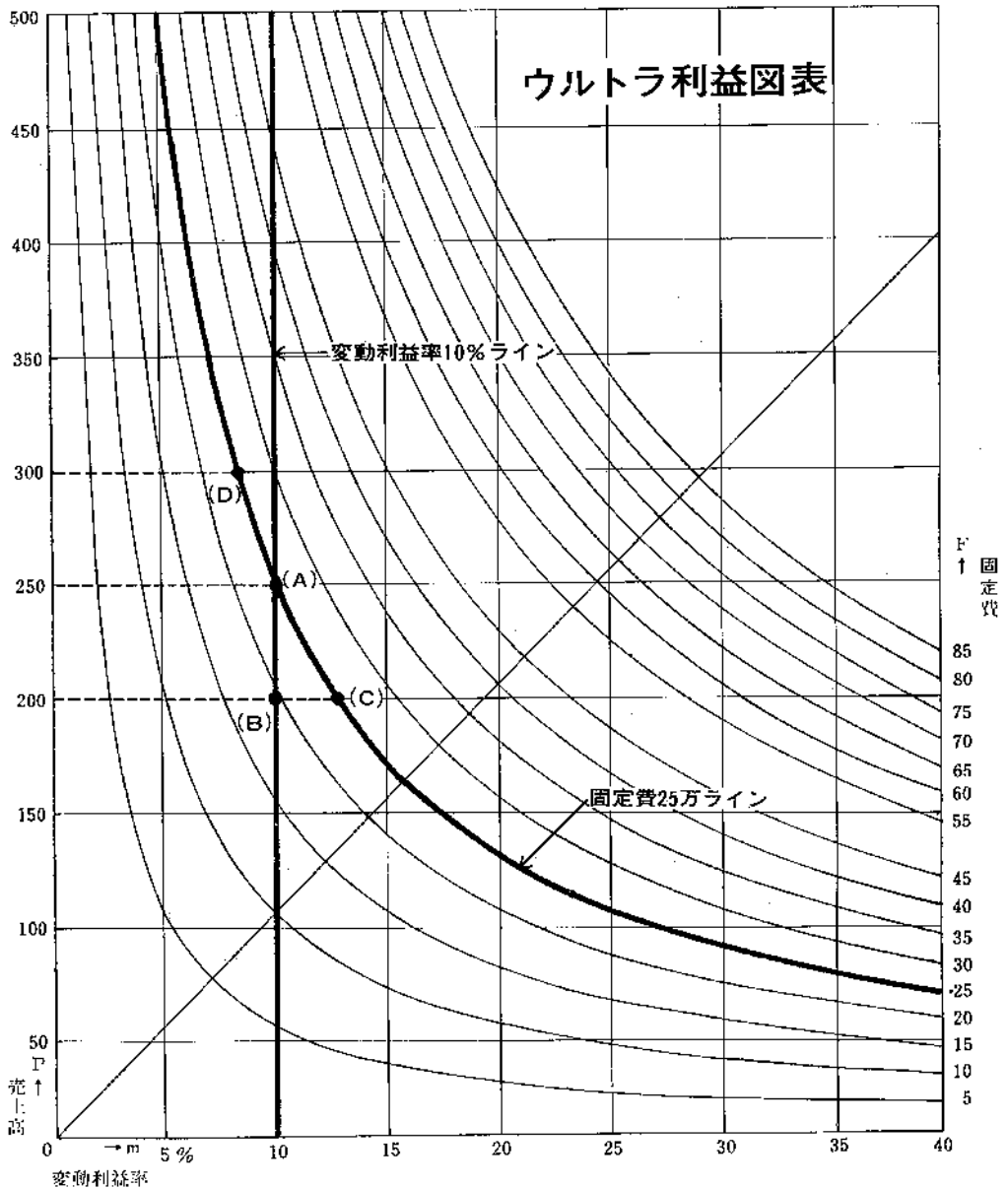
### 便利な利益図表

東京青税 福重 利夫

損益分岐点の把握は重要である。しかし、従来の利益図表は、一時点静的なものであり、様々な条件への対応が不便である。下記の図は、それを解消したもので、顧問先からも「わかり易い」と非常に喜ばれている。用語も「変動利益」となじみ易いものを使用した。

例 現在の売上高200万、変動利益率10%、固定費25万円とすると図より損益分岐点(A)、250万と売上不足50万円が求められる。損失は50万×10%=5万円となる。もし売上↑が望めない場合には固定費を20万円(B)に↓させるか変動利益率を12.5%(C)に↑させるかということが一目瞭然である。その他にも変動利益率を8.3%に↓して売上を300万円(D)に↑させてもペイすることがわかる。

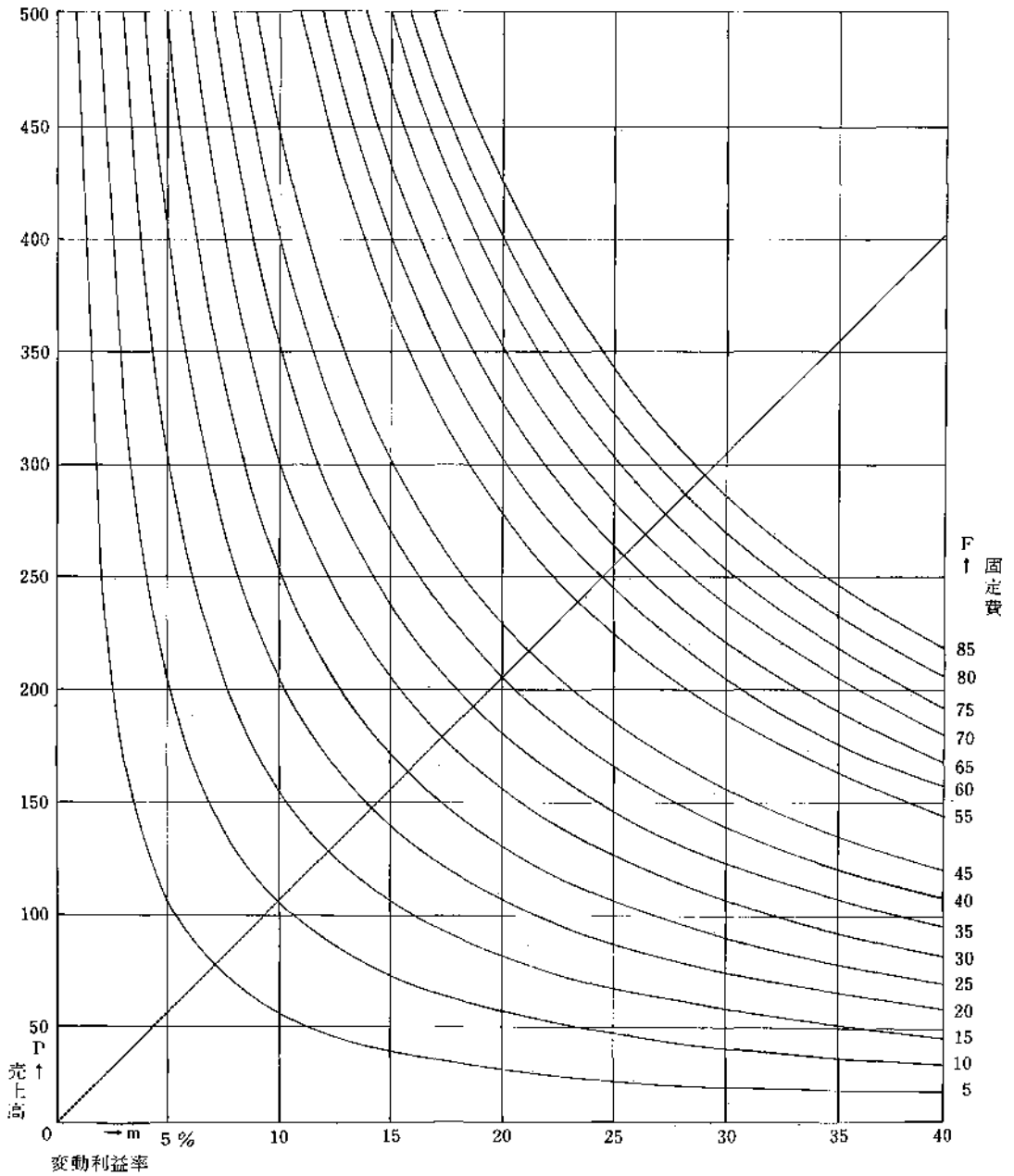
$$\text{利益} = \text{売上高} \times \text{変動利益率} - \text{固定費} \quad \frac{F}{m} = P$$



# ウルトラ利益図表

$$\text{利益} = \frac{P}{m} \times \text{売上高} - \frac{F}{m}$$

$\frac{P}{m}$        $\frac{F}{m}$   
 売上高 × 変動利益率 - 固定費



# 核兵器の無条件廃止を！

東京青税 西 川 進

「6月12日委員会」主催の国際反核デモの集会は、ニューヨーク市のセントラルパークを中心に行なわれ、百万人の参加者を集めた。これは欧州の中距離核ミサイル配備反対運動、日本の原水禁運動の影響を受け、最大の核保有国の国民が先頭に立った集会である意義は大きい。「世界非核化のために、実行の期限を切れ！」をスローガンに「核兵器の凍結と削減」「人間に必要なものへ軍事予算の振り替えを」と訴えた。4年前の第1次反核デモは4万人の参加者であったので、核問題に対する意識が急速に高まったことの証明である。日本からも約1,300人が参加した。

昨年欧州から起った「核廃絶」の声は、このように世界に広まり、わが国でも、5月23日に、反核東京大集会が開かれ、30万人が集まった。国会でも、①ナバーム弾など無差別殺傷兵器の使用禁止、②人為的な洪水、地震など環境改変技術の軍事利用禁止、③細菌・毒素を利用する生物兵器の利用禁止、を内容とする軍縮3条約を承認・批准している。朝日新聞調査（6月5日朝刊）によると、反核署名は、3人に1人が行かない、核兵器の無条件廃止が54%、米ソ均衡廃止が32%、その他答えないが14%と報じられた。反核に対する強い関心度が示される。世界唯一の核被爆国で平和憲法を持つ日本国民として世界的な平和運動に応えるのは当然のことである。

6月7日から行なわれた、第2回国連軍縮特別

総会では、各国の代表が、核兵器不使用の軍縮を訴えた。わが国の鈴木首相も、この総会に出席、①核軍縮が何にも増して追求される、②軍縮によって作りだされる人的・物的余力を効率的に活用し、社会不安、貧困を除却する、③軍縮促進を可能とするよう国連の平和維持機能を強化・拡充する。という「軍縮に通じる平和三原則」を提示した。このような状況の中、いわゆる文化人・民主団体の多くが反核平和アピールをしている。

私たち税理士も、知識人を自負し、国民のための税理士制度の確立と言っている立場上、世界の平和運動に呼应し、反核軍縮運動に積極的に参加していく必要がある。そんな時、川口市で開かれた全青税理事会の前日、ある理事から、「神戸大会の大会宣言に反核宣言を一項目入れろ」という電話要請がきた。急拠、会長と協議し、理事会にその旨を提案したところ、「税理士という職業を持った者の団体だから、反核を大会宣言に入れるのはなじまない」という意見が大勢を占めた。全青税としては、理事会で若干の時間をさいて反核について討議したことにとどめることにした。

前段で分析したように、反核のうねりが世界的潮流となっている今日、人間として、平和を希求し、反核を訴え、軍縮を考えることは至極当然で政治性やイデオロギー思想は入っていない。青税としても、この拙文を機に、反核の芽が熟するのを期待して投稿した。

## 単 位 会 報 告

### 岐阜県青年税理士連盟

2月15日。確定申告の為「譲渡所得の研修会」を位田守也会員が講師となり行ない議論が白熱し終了が11時を過ぎてしまった。

譲渡所得については、法人、個人共、奥行が深く、又税が高額になる為「いくら時間を取っても完全で

なくなんとなく不安が残る」というのが全員一致した見解である。

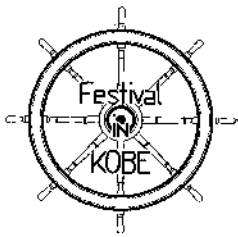
4月6日 役員会

総会日を4月23日に決定。長良川河畔の長良川ハイッで一泊し同時に医師税制についての研修を行なう。講師に羽田野暗雄会員。 以上

## 大青税15周年記念誌

— 税理士法改悪阻止への闘いの記録 —

領布価格 1部 2,000円 いよいよ発刊！



# Tシャツでの語らいの場 全青税神戸大会

「洋上で語ろう全国の友と」を大会テーマで、全国の青年税理士が、上記図案の神戸大会記念Tシャツを無料で配布しますので、分科会から参加者(子供を除く)全員に着用していただきます。なるべく軽装でお越し下さい。

大会開催日 7月25日(日)～26日(月)

## ■ 7月25日(日)

大会会場 国際会議場 (神戸ポートアイランド)

TEL 078(302)5200

会場受付 11:00～

シンポジウム 13:00～15:00

- ① 我が国の租税制度  
担当 名古屋・大阪
- ② 税法をめぐる実務問題  
担当 埼玉・千葉・岡山
- ③ 税務調査の適正手続  
担当 全青税法対策部

第15回定期代議員総会 15:15～17:30

家族ツアー 13:00～17:00

二階建バス(定員約70名)とバスを使用し灘五郷の酒造りや異国情緒あふれる風見鶏のまう山と海にはさまれた街、神戸市内観光をご案内します。

洋上懇親大パーティ(宿泊も)

総会終了後、全員会場係の指示で、チャーター船「あかつき」乗船。家族ツアー参加者は、バスが乗船場へ直行。

18:30 中突堤より出航

(出航後寄港しませんので、乗り遅れないで下さい)

19:30～洋上懇親大パーティ

生バンド演奏による洋上NIGHT IN KOBE

ワインコーナー・カラオケ大会・ダンスパーティ等全国の友と輪をひろめ、友情を深めつつ……

## ■ 7月26日(月) 波静かな瀬戸内海を航行中

朝食後、午前中、会員・夫人・子供各々の楽しいサークルで語り合い

洋上セミナー 「瀬戸内と神戸の歴史」

作家 杜山 悠氏

郷土作家で源平に関する著作多数

セミナー終了後、家族そろってビンゴゲーム

正午頃 神戸港帰港 散会

今回の神戸大会の特色は、分科会・代議員総会の会場を国際会議場とし、懇親会会場を「あかつき」船上との二ヶ所となったことです。

中突堤より定刻(18:30)に出航しますと、遅れた会員は、懇親会に参加できませんので、くれぐれも遅れないようにして下さい。

## ◎オプション

(1)7月24日(土) 正午 ゴルフコンペ

於:垂水ゴルフ倶楽部

参加費 10,000円(六甲山でのバーベキュー代を含む。グリーンフィは各自負担)

(2)7月24日 宿泊 六甲山オリエンタルホテル  
宿泊代(税・サ・朝食を含む)

大人 10,000円 子供 5,000円

(3)7月24日 六甲山の「バーベキュー」夕食

港神戸100万\$の夜景を楽しみながら

(税・サ含) 1人 6,000円程度

## 編 集 後 記

○58号をお届けします。

○東京青税の福重利夫会員が開発した「便利な利益図表」は、私たちが業務を行なう上で非常に

役立つと思います。ぜひご利用下さい。

○東京青税の西川進会員が投稿した「核兵器の無条件廃止を」でもいっているように、平和は私達にとって非常に大切なものです。

知識人を自負し、国民のための税理士制度をめざす青税として反核を考える必要があります。